

足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区男女共同参画社会推進条例（平成15年足立区条例第15号）の理念に基づき、区民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パートナーシップ」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している一方又は双方が性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。）である2人の者の関係をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」とは、パートナーシップにある者同士が、区長に対して、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。この場合において、当該パートナーの一方又は双方に子（実子又は養子をいう。以下同じ。）又は親（実親、養親及びこれらの配偶者をいう。以下同じ。）がおり、かつ、当該子又は親の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載したときは、当該パートナーが当該子又は親を家族として生活することを約することを宣誓することを含むものとする。

3 親又は満15歳以上の子の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載するときは、当該親又は子の同意を必要とする。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次の要件を満たすパートナーに限り、行うことができるものとする。

(1) 双方が成人に達していること。

(2) 双方が足立区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有すること又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること若しくは双方とも区内への転入を予定していること。

(3) 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと。

(4) 双方とも他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていないこと（次号に規定する場合を除く。）。

(5) 既に他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている場合は、そのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）の取下げを申し出ていること。

(6) 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと（当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。）。

(7) 次条に規定する宣誓書に家族の氏名を記載する場合は、当該者がパートナーの一方の子又は親であること。

(宣誓の方法及び証明書等の交付)

第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・

ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に必要事項を自ら記入の上、次に掲げる書類を添え、区長に宣誓をして提出しなければならない。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者の住民票の写し
- (2) 前条各号の要件を満たすことがわかる戸籍抄本。ただし、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者の双方又は一方が外国籍である場合は、戸籍抄本に代わり、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。

ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項に規定する方法により宣誓がされた場合において、提出された宣誓書及び同項各号に掲げる書類を確認の上、前条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（第3号様式。以下「証明カード」という。）の交付を行うものとする。

3 区長は、証明書及び証明カードの交付の際に、第9条に掲げる本人確認書類の提示を求めるものとする。

（証明書又は証明カードの再交付）

第5条 区長は、前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者から、次の各号のいずれかに掲げる事項を理由としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）の提出があった場合には、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

- (1) 証明書又は証明カードの紛失
- (2) 証明書又は証明カードの毀損又は汚損

2 再交付申請書には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、前項第1号に掲げる事項を理由として宣誓をした日の翌日から起算して3ヶ月以内に再交付申請書を提出する場合は、この限りでない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項を理由とする場合 前条第1項各号に掲げる書類
- (2) 前項第2号に掲げる事項を理由とする場合 再交付を希望する者に係る交付済の証明書又は証明カード

（宣誓書記載事項等の変更）

第6条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書（第5号様式。以下「記載事項変更届兼再交付申請書」という。）を区長に提出することにより、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓における宣誓の内容又は宣誓書の記載事項を変更しなければならない。

- (1) 宣誓書から当該子又は親の氏名を削除するとき。
- (2) 宣誓書に記載された子又は親のいずれかが死亡したとき。

- (3) 宣誓書からパートナーの氏名を削除するとき。ただし第7条2項に該当する場合に限る。
 - (4) 宣誓書に記載された者のいずれかに氏名の変更があったとき。
 - (5) 宣誓者の一方又は双方が、区内に転入した、又は区内で転居したとき。
- 2 記載事項変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 前項第4号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本
 - (2) 前項第5号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し
- 3 区長は、第1項第1号から第4号までの理由により記載事項変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

(証明書及び証明カードの返還)

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届（第6号様式。以下「返還届」という。）を区長に提出し、交付済の証明書及び証明カードを返還しなければならない。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の一方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき。
- 2 前項第2号の規定に関わらず、当該宣誓書において子又は親の氏名を宣誓書に記載したときは、死亡した宣誓者を除いて、宣誓書に記載されている宣誓者及び子又は親の同意により、ファミリーシップを継続できるものとする。

(宣誓書の保存)

第8条 区長は、宣誓書等関係書類を永年保存するものとする。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合であって宣誓者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、区長は、宣誓者から返還届を受領後、これを廃棄する。

(本人確認)

第9条 宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届の提出のときの本人確認は、次の各号のいずれかの書類の提示により行うものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他、区長が適当と認める書類

(通称の使用)

第10条 宣誓者は、宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届に記載する氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称」という。）の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名との併記により通称を使用することができるものとする。

- 2 区長は、宣誓者が通称の使用を希望するときは、証明書及び証明カードに表示する氏名に通称を使用できるものとする。

(氏名の削除)

第11条 宣誓書に氏名を記載された者(以下「記載された者」という。)は、満15歳に達した日以後に、区長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等に関する申立書(第7号様式。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該記載された者に係る証明書及び証明カードから氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 区長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、記載された者の氏名を削除した証明書及び証明カードを送付することができる。

(遵守事項)

第12条 職員は、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止をしてはならない。

2 職員は、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は区長が別に定める。

付 則 (2足区男発第1509号 令和3年2月10日 区長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (3足地多発第1401号 令和4年3月31日 区長決定)

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。